

165-参-厚生労働委員会-7号 平成18年12月12日  
※雇用、年金問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。雇用、年金等に関して御質問をさせていただきますと思います。

まず、先ほどの議論のことでちょっとお聞きしておきたいと思いますが、年金の財政検証のことですけれども、大臣の方から短絡的な財政論議にならないようにというお話でございました。それは理解をするところですが、ただ年内に人口推計を公表を早めるということはされるということで従来から来ているわけです。そうしますと、それは何らかの目的があって早めるんであって、早めたけど何もしないんだということはおかしな話でございます。そうすると、財政検証の時期は二十一年とおっしゃったし、そういうルールになっているし、義務ではないわけではございますけれども、五年ごとの財政計算はやらにゃいかぬことになるんでしょうが、そういった意味で、私は必要だと思っておりますけれども、いずれにしても年内に公表するわけですから、それを受けて財政検証をやるという前提でのことなんでしょうね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 先ほど大臣から御答弁させていただいたとおりなんでございますけれども、年内に早めて将来推計人口の発表をさせていただくべく急いでいるという我が省の流れの中で、これまだ正式に一回も開かれていませんけれども、年内に社会保障審議会の年金部会というものを再立ち上げいたしまして、そういうところで今御指摘のような新しい人口推計の下でどういうふうにこれからの年金財政なり制度というものをとらえていくかという議論を早めに開始していくというような考え方を今持っておるところでございます。

その上で、実際、二十一年度までの間に将来のこの人口推計に基づく更なる労働人口の将来見通しというものをどう考えるのか、あるいは足下の経済から遠い中長期的な経済の姿、とりわけ大きな積立金を保有しておりますので、賃金、物価の上昇率に照らしてこうした資金の運用利回りというものを長期的にどう考えるかという議論を専門的にしっかり御議論を詰めていただきながら、そのプロセスを経て二十一年までに整理をし、二十一年に公表していくという段取りがやはり一番適切なのではないか、また法律の定めるところではないかというふうに考えております。

○辻泰弘君 ですから、お聞きしたいのは、その早める理由ですね。早めるのはいいんですけども、それはやっぱり財政的にどうかということ五年を待たずしてやろうという一つの表れだったはずだと思うわけです。後で質問することにしていましたけれども、二〇〇七年度から新規裁定のマクロ経済スライドが始まるということをあのとき言っていたわけで、それはもう実際、空文化しているといえますか、全くそんなことはあり得ないわけですよね。だから、そういうことに向けての財政検証というのは、私は必要だと思っている。

そういった中で、年内に公表するということがあったと思うんですよ。だから、年内に先にしておきながら後は何もしないんだったら意味がないわけですね。だから、その部分はやはりしっかりと財政検証なのかそれに準ずるものか分からないけれども、そこはやっぱりしっかりすべきだということを申し上げておきたいと思っておりますけれども、その点について一言お願いします。

○国務大臣（柳澤伯夫君） これは、実は先ほども申し上げましたように、新しい人口推

計は昨今の子供の出生数等を見ますと、前回推計よりもかなり厳しいものになると、こういうことが見込まれるわけです。

それは具体的にどうこうということは、我々まだだれも数字としてこの情報を持ち合わせている者はいないんですけれども、実はこれ、私どもとしては、平成十九年度の予算編成にもやはり少子化対策というものを充実した形でいろんな施策を盛り込みたいと、こういうこともございます。したがって、そういう予算の施策への言わば援護射撃というか、そういうことの機能も是非期待したいなど、こういうように思いまして、これは財務当局との折衝でもこうした事態を受けての要求なんだということで、より予算の確保に向けて努力をしていきたい、そういう考え方の中でそうしたことを考えているということでございます。

加えまして、これの影響の試算というものにつきましては、適切な年金財政への影響試算というものについては、適切なインターバルを置いて発表することになるであろう、このように申し上げたいと思います。

○辻泰弘君 年金のことはちょっと後でまた聞きたいと思いますが、当初の予定に沿って質問していきたいと思います。

それで、まず中国残留孤児の問題についてお聞きしておきたいと思います。

十二月一日に神戸地裁の判決が出ました。私自身兵庫県の出身なものですから原告団の方々にもお会いをいたしまして、中国では日本の鬼っ子と言われ、日本に帰ってきたら中国へ帰れという悲しい思いをしてきたと、残りの人生限られているけれども、やはり帰ってきて良かったという思いで、安らかな思いで人生を締めくりたいと、このようなことをおっしゃっていたことが非常に心に残っているわけでございますけれども。

これについては昨日控訴されたということがあるわけでございますけれども、総理大臣もまた柳澤大臣も、細やかな対応をしていかなきゃならぬと、きめ細やかな対応が必要である、支援が必要であると、そういったことをおっしゃっているわけですが、これについて、やはり正に高齢になっていっちゃうということ、現状を踏まえて、やはり控訴ということは同時並行として予算措置的なことはあり得ることだろうと思うし、是非そういったことで抜本的なお取り組みをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 中国残留邦人の訴訟につきましては、仰せのとおり、神戸地裁の判決がございまして、これに対しては私どもとしては上級審の判断を仰ぐことに決定いたしました。と申しますのも、この訴訟につきましては、既に大阪地裁と東京地裁におきまして、いずれも国側が勝訴する判決が出ているということもございまして、どうしても私どもとしては、これは上級審の判断を仰がざるを得ないというふうにも考えた、こういうことでございます。

他方、今、辻先生御指摘のように、安倍総理はこの判決が出た直後の談話といたしまして、帰国者の高齢化が進んでおいて、その間大変な御苦労もあったということを受けて、よりきめの細かな配慮をしていかなければならない、こういうことを発言されたわけでございます。私どももこれを受けまして、従来よりも更に実情によく配慮したそうした支援策を実現していきたいということで、現在財務当局とも折衝しているということで、先生御指摘のとおり努力をしているわけでございます。

○辻泰弘君 現行制度の下での対応ということに政府はスタンスを置いていっちゃうのかもしれないけれども、我々としては新たな枠組みの下での対応ということも是非御検討いただきたいと思います。

いずれにしても、予算での対応で一つの政府の方針をお出しになるんでございましょうから、それを拝見させていただいて、我々としてもそれを前提にして対応を考えていき

いと、このように思っておることを申し上げておきたい。是非、高齢期におられるということをしつかりと念頭に置いてお取り組みいただきますように申し上げておきたいと思えます。

次の点ですけれども、これは前回私が十月二十六日に本委員会において御質問させていただいた障害者自立支援法のことについてでございますけれども、これも来年の予算編成に掛かってくるだろうと、そのことについてお取り組みいただきたいと、このように申し上げましたところ、大臣の方から委員が御指摘になった方向で対処していきたいというお話をいただいておりますけれども、その後、与党の方の御方針もあって、千二百億、三年間というふうな流れもあるわけですけれども、この問題について政府としてどのように具体化していけるのか、方針をお聞かせください。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 障害者自立支援法につきましては、これまでの支援をより改善をするというか、そちらの方向に私どもとしては体系付けてまいりたい、こういうようなことで改革を行わせていただいたわけでございます。

この法の目指す方向性につきましては大方の賛同も得られているのではないかと、このように認識しているわけでございます。ただ、実際に利用者の負担あるいは事業者の経営状況への影響、さらには地域の生活支援事業、こういったようなものへの財政的な負担、こういったものを総合的に考えますと、経過措置としてやはりもう少しきめの細かい手当てをする必要があるというふうに判断するに、特に与党の側での御審議の結果至りまして、そうしたことを今御指摘のような補正予算及び来年度以降の予算でもって実現したいと、こういうことを決定したということでございます。これらについては、現在、財政当局との折衝を鋭意行っているところでございます。

○辻泰弘君 そもそも障害者自立支援法が出てきた経緯は、措置から支援費制度になって財政的な負担が増えた。当初は、初年度は百何十億でしたか、流用で対応したということだったと思えますけれども、二年度が三百億近くを補正で組んだということだったんじゃないかと思えますけれども、結局、財政の論理が優先をしてそれに引っ張られてきて、結局今日に至り、いろいろ問題があるがゆえに三年間で千二百億、均等に割れば四百億ということになるわけで、財政でだけ見ればそもそもやらなけりゃよかったんじゃないか、やる必要なかったんじゃないかと、こういうことにもなるわけでございます。

私どもといたしましては、応益負担という考え方の導入そのこと自体根本的に問題だということで、一割負担の凍結なども議員立法としてさせていただく中でこの問題に取り組んできたところでございますけれども、現時点において実質方針を撤回されるといいますか、回復されるということ自体、今日的にはそれなりに評価すべきなのかもしれませんけれども、私どもといたしましては、根本的にその取組姿勢自体に問題があったというふうに指摘をし、政府の今の状況の中での予算措置ということにはそれなりに理解をいたしますので、そこについてはしっかりと取り組んでいただくように申し上げておきたい。また、三年後の見直しということのときにまた具体的になるかもしれませんが、そのことは強く申し上げておきたいと思えます。

それから、労働局のことで冒頭大臣からの所信の表明がございました。これは、振り返りますと二年半ほど前になりますけれども、広島労働局から出発して、ちょうど年金の改革論議のさなかでもあったわけでございますけれども、私も筆頭理事をさせていただいて、そのことについて取り組ませていただいて、結果としてこの参議院の厚生労働委員会から会計検査院に要請をするということで、二年たつてこのような形になったということで、私はそれなりに感慨深いものがございまして、会計検査院にもしっかりとやっていただいたし、事後的ではあるけれども、厚生労働省の方々もお取り組みをいただいたことには敬意を表しておきたいと思えます。

同時に、私は、これは、この問題、予算委員会でも理事会協議をお願いをしたんですけ

ど、そちらの方は不問に付されました。しかし、この厚生労働委員会においては、武見先生が筆頭理事をされていたときお受け止めいただき、それが現実になったということでございました。私が提起させていただきましてけれども、武見先生が筆頭理事としてお受け止めいただけなかったら、これは前に進まなかったことだったと私は思っております。その点については武見先生にも感謝を申し上げておきたいと思っておりますし、やはりこういったことをしっかりと国会の機能としてやっぱりやっていくという必要があると思っております。その点についてはこれからも共々に取り組みさせていただきたいと、このように申し上げておきたいと思うわけでございます。

それで、一点だけお聞きしておきたいと思うんですけれども、この厚生労働省の方針の中で再発防止策というのがあって、法令等遵守に係る内部統制を確立する、外部の専門家の参画の下に体制を整備すると、こういうことに方針を定めておられるわけですが、これはいつの時点で立ち上げられ、どういった組織としていかれるのか、このことについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（太田俊明君） 再発防止策のお尋ねでございますけれども、厚生労働省としましては、平成十六年度以降様々な形で防止策を講じてきたところでございますが、さらに、今般新たに、今お話のございました外部の専門家の参画の下に法令遵守体制を整備して、法令遵守に係る内部統制の確立を図ることとしております。

具体的には、地方支分部局における法令遵守の徹底を図るための組織としまして地方支分部局法令遵守委員会及び法令遵守室、まだ仮称ではございますけれども、それぞれ設けまして、その遵守委員会の方には外部の専門家の参画をいただくことを予定しております。

この地方支分部局法令遵守会におきましては、法令遵守室が行う不正経理対策等について検証し、必要な意見をいただくという方向で現在検討しているところでございまして、できれば年内にも立ち上げを図りたいと考えております。

こういった取組を通じまして、不正経理等が厳に行われていないことをしっかりと点検、確保して、再発防止の強化徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○辻泰弘君 役所全部に通ずることではありますけれども、当然労働局も強制徴収から成る税並びに保険料から成り立たせている世界でございますから、その意味において、国民の血税といえますか、血保険料といえますか、そういったことで成り立っているわけですから、無駄というものがあるとはならない。しっかりと公正な使い道でなければならぬわけでございますので、そういった意味で、そういった体制も整備される中でしっかりとお取り組みをいただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、社会保険労務士法の改正に絡んで前回御質問させていただいたことについて、これまでの経緯をお聞きしておきたいと思っております。

前回、十月二十六日の私の質問の際に、昨年四月に社会保険労務士法が改正されて二十三条の労働争議不介入の部分が削除されたということを指摘し、その結果として、一部ではあろうけれども、社労士の方々の中で適正な労使関係を損ねる、こういったことを労働側からすれば指摘するような事態があると、行為があると、こういった指摘を申し上げまして、それについては、やはり適正な労使慣行を損なうことがないようにということは附帯決議にもあったことでございますので、お取組を求め、周知徹底を図っていただくようにと御要請をしていたところでございまして、それについては武見副大臣の方から周知徹底に向けたお取組のお話もいただいているわけですが、その後どのようにお取り組みをいただき、今後どのように対処していくか、このことについてお伺いしたいと思います。

○副大臣（武見敬三君） 前回、辻委員から御指摘がございました。こうした御指摘をも踏まえまして、厚生労働省といたしましては、苦情処理相談窓口で苦情の申出などがなされている場合につきましては、文書で回答するなど適切に対応します。

また、すべての社会保険労務士に適正な労使関係を損なうことがないよう改めて周知を行うよう全国社会労務士会連合会に対しまして指導をしたところでもございます。これは、当会の専務さんにお越しをいただきまして、担当の課長から直接指導させていただいております。

それから、全国社労士会連合会としても、厚生労働省からの指導を受けて、すべての社会保険労務士に適正な労使関係を損なうことがないよう改めて周知を行う予定であるというふうに聞いております。これ、一月に全国の社労士の会長さん方がお集まりになるということでございまして、この理事会を通じてその指導を行うということでございます。またさらに、会報でその内容を掲載をして周知徹底を図ると、こういうふうになります。

今回の指導により、社会保険労務士の適正な業務処理が図られると考えておりますけれども、今後とも、必要に応じまして更なる厳正な措置を行うことも含め、適切に対処してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 前回は申し上げたことでございますけれども、これは個別労働紛争等、急増している今の状況の中で、社会保険労務士の方々にも重責を担っていただくということで、ADR、裁判外紛争解決手続の、その司法制度改革の一環として出てきたことでございますので、我々も賛成をしたことでございます。そういった意味で、その趣旨が十分生かされて、いい意味で機能していくように、そのことについてはしっかりと目くばせをしていただいて、これから取り組んでいただくように申し上げておきたいと思っております。

それで、次に、タクシーの規制緩和関連についてお伺いしておきたいと思っております。

これも、私は予算委員会あるいは厚生労働委員会等で何度もこのタクシーの規制緩和問題についてお伺いしてきたところでございます。厚生労働省と国土交通省で連携したお取り組みもいただいて、合同の協議会といいますか、委員会もつくっていただいて、いろいろ対処方御検討をしてくださって、二月からの無通告の監査と、あるいは四月からの合同監査、監督の実施、相互通報制度の拡充ということにもつなげていただいたわけでございます。また七月には、これは国土交通省でございまして、ビジョン報告を出されて、その中では市場の失敗ということを書かれて、そこにいささか反省の思いを見るように思いますが、その中でも、運転者の労働条件が悪化している、また労働条件の改善が不可欠であると、こういった指摘もなされているところでございます。

そこで、厚労省サイドからお聞きしておきたいんですが、この最低賃金さえ守れないような状況にさえあるというふうな今のタクシー事業のチェックに向けて、これまで国土交通省との合同監査、監督を実施され、相互通報制度拡充をされてきたわけですが、その推進状況、そして事態に、改善していると考えておられるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 労働基準監督機関といたしましては、タクシー事業者に対する監督指導をより効果的に行うために、今委員もお触れになりましたように、今年の四月から地方運輸機関との合同による監督、監査を実施しております。九月末までの半年間で仮集計をいたしまして、七十四事業場に対して実施をいたしました。

今後とも、国土交通省との連携を図りながら、的確な監督指導の実施に努めてまいりたいというふうに思っております。監督、監査をいたした場合には、私どもとしては、法違反等の状況があれば完全に是正をしてもらうということで臨んでいるところでございます。是正指導、必要な措置を講じているところでございます。

○辻泰弘君 そのおっしゃったものは報告書的なものになっているんですか。もし、それだったらいただきたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） これは年度、一年間で集計をすることにしておりまして、

半年間のものは急遽、全国に聞いて集計をしたものでございますので、報告書という形にはなっておりません。

○辻泰弘君 急遽でもせつかく統計作られたんですから、是非我々にも見せていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 実施件数等については集計をいたしましたので、急遽仮集計をいたしましたので、御提出したいと思います。

○辻泰弘君 そのことを通じて状況の改善に寄与していると、こういうふうには思っていますか。

○政府参考人（青木豊君） 今申し上げましたように、仮集計でございますので法違反の状況までは把握をしていないところでございますが、私どもとしては、違反等がありました場合にはそれを是正するというで臨んでいるということでございますので、これは年度、たったところで集計をきちんとしたいというふうには思っております。

○辻泰弘君 これは、二〇〇二年に規制緩和がなされて、本来規制緩和は事後チェックということを前提にして規制緩和ということがあったわけですが、事後チェックの体制が十分できてないまま緩和してしまったということで、タクシーが一番不況の中で、公共事業もないという中で雇用の受皿になって激増したと、こういったことが余計に状況を加速してしまった部分があるわけでございます。体制整備をしないままに規制緩和をしたという部分が大きく問われるわけでございます。

私は、この問題をずっと追及してまいりましたけれども、やはり最低賃金さえ守れないような産業の在り方というものはやはり根本的に問われるべきで、これは第一義的には国土交通省マターでございますけれども、やはり厚生労働省から、労働というサイドから、それは労働者本人もさることながら、それは結果として利用者の安全にもつながるわけでございますので、そういった立場からも今後、この合同監査、監督、相互通報制度、それをやっていただいたことは私は感謝し多としたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、それを今後ともしっかりとお進めいただくように、そしてその統計的なものが出たときには是非速やかにお示しいただくように申し上げておきたいと思えます。

それで、次のテーマに移らせていただきます。

今度は年金の関係でございますけれども、まず、年金課税の強化ということがございました。これはまあ直接的には財務省マターになるわけでございますけれども、柳澤大臣はもちろん御専門の領域だと思いますけれども、平成十六年度の税制改正において、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小ということがございました。それに伴って、当然所得税は増える、増税になる、それからまた、住民税も連動して別法で負担が増えると。それに伴って、国保の保険料と介護の保険料にも当然しわ寄せが来るといいますか、負担が及んでくるということが予見されたわけでございます。

そういった意味で、二年半前から私はここの本委員会においてこの点を質問をさせていただいてまいりまして、介護の保険料についても段階設定の中で配慮していこうということがございましたし、また国保の保険料においても公的年金等特別控除ということで、十三万とか七万とか、二年間に及ぶ措置というのを講じられたということがあったわけで、そのこと自体は一つの取組だったかとも思いますが、しかし、それを踏まえつつも、結果として今年六月に年金生活者の方々の負担が急増したということで、各市役所等に殺到されたという高齢者の方々が多かったわけでございます。

これについては、安倍総理が、本会議でございましたか、御趣旨を御理解願いますということで区切られているわけでございますけれども、私は、やはり厚生労働大臣は高齢者

の年金生活者のそういった生活、暮らしをもトータルとしてやはり見るべき立場のお方だと私は思いますので、そういった中で、今日のその負担の状況というもの、六月に集中した、そのことをどう思っているのかということと、今後、そのことを踏まえてどう対処していかれるのか、そのことを簡単に結構ですでお示しいただきたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今、辻委員が御指摘になりましたとおり、年金課税の見直しなどが税制改正の一環として行われたわけでございます。それは要するに、年金の受給者であるからこれは負担能力がないというような考え方ではなくて、やっぱり所得に応じてそれぞれに御負担をいただく、つまり年齢ではなくて所得に応じて御負担をいただくという税制改正をしようということで、そうした税制改正が行われたわけでございます。

もちろん、それは所得税あるいは住民税の引上げそのものになったわけでございますが、それに加えて、要するに国民健康保険とかあるいは介護保険とか、そういう保険の保険料あるいは自己負担といったような部分に実は影響が及ぶと、言わば副次的効果みたいな形で影響が及ぶということが生じたわけでございます。

こういうことはよく私も承知をしたわけでございますが、このような負担の変更の形を取ったそうした影響につきましては、急激な負担上昇というものを抑えるための激変緩和措置であるとか、あるいは所得の低い方に対する配慮であるとかというようなことを行ったわけございまして、先ほど来申し上げているように、高齢者も含めた負担能力のある方には相応の御負担をいただくということについては、やはりこれは社会保険制度の持続可能な形での運営といった観点に照らしても、御理解をいただきたいところだというのが私の考え方でございます。

○辻泰弘君 一言で言えば、これまでの政府の対応に問題はないし、ある意味で当然のことだと、こういったことだというふうに受け止めますけど、そういう理解でいいですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） ですから、それに対してはそのものずばりがいいということではなくて、工夫をしながら、負担調整をしながらこうした制度の導入を図ったということで、全体として御理解をいただきたいということを申し上げている次第です。

○辻泰弘君 今後、定率減税の廃止というのは来年以降もまた引き続くわけでございます。それから、厚生労働省マターとしては平成二十年四月から前期高齢者の一割負担から二割負担への引上げということもあるわけです。そういった意味で、高齢者の方々、年金生活者の方々に負担が今後もまだまだ続くということになるわけですが、そのことはある意味で当然だということ、当然というかやむを得ないというのが大臣のお立場というか、そういうことだったろうと思うわけです。

ただ私は、そうはいえども余りにも急激に伸びているというふうに思いますので、税の方はここではできないわけですが、少なくとも保険料の部分の、私も申し上げて、国保の保険料の算出の過程で公的年金等特別控除十三万円というのを初年度をもって、二年度は七万円でしたか、そういったことをやったわけですが、そういったことをもう少し継続するか、何かそういったことは私はあつてしかるべきじゃないかと。そういったことをお取り組みいただきたいと思うんですが、そのことの御検討はされるお考えはないですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私どもとしては、先般の税の改正に伴う跳ね返りあるいはこの保険料、利用者負担そのものの改定といったことについては、先ほど来申し上げているように激変緩和措置等を入れての導入でございますので、これはこれとして是非御理解を賜りたい、このように考えておるところでございます。

なお、今先生お触れになりました定率減税の廃止という問題については、これはよく検証はしてみますが、現在段階では別段、先ほどの年金課税のような形での跳ね返りはない

というふうに理解をいたしております。また、来年度以降の高齢者にかかわる医療費の窓口負担等の引上げにつきましては、これはもう当初から御理解をいただいて予定をさせていただいているところですので、是非そのようにお受け止めをいただきたいと、このように思います。

なお、税がいろいろと変更になった際に、これから高齢者のいろいろな負担への跳ね返りというものについてもっとよく見て、厚労省としての立場からいろいろ主張をしていくべきではないかと、こういったお話がございましたけれども、これまでも十分よく見てきたということですが、なお一層これからこの面については留意をしまいたいと、このように考えます。

○辻泰弘君 見るだけじゃなくて、やっぱり行動しなきゃ駄目なんですけれども。

それで、定率減税はそれは関係ないとおっしゃったけど、定率減税自体、最後の税額をカットするということですから、そういった意味での保険料への跳ね返りはないわけですが、しかしトータルとしての負担増であるという部分において申し上げているわけでございます。

それで、私はやはりこの問題ももっと議論したいところですが、結果として、政府として、柳澤厚労大臣として、このことについてはある意味でこれまでのことは正当であって、全く何もすることはないんだと、こういう結論だと思います。私どもとしては、そのことについては法改正を伴わないところでもいろんな対応、それこそ細やかな対応というのがあってしかるべきだと、このことを申し上げておきたいと思っております。

それで、次の問題に移らせていただきます。

年金のことでさっき財政検証の話をしましたけれども、ちょっと事実関係を押さえておきたいと思えます。過去の物価スライド、賃金スライドが一・七%分凍結されたということがあったわけですが、このことの取り戻しはまだないと、ゼロだということですね。そのことだけ簡単に。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 平成十二年から十四年度の当時の社会経済情勢にかんがみまして、累積一・七%分のマイナススライドを特例的に実施しない法律措置が講ぜられました。この特例措置分につきましては、十六年年金法改正に基づきまして賃金、物価が上昇した場合に実際の年金額を据え置くという形で順次解消するという仕組みになっております。

十六年以降の物価の動向を見ますと、十六年は〇・〇で再計算より少し高めでしたが、十七年はマイナス〇・三%ということで再計算より低め、そして十八年につきましてはまだ十月分までしか出ておりませんが、平均して〇・二%ぐらいということでございますので、なおこの一・七%が解消されるという状態には到達していないというふうに理解しております。

○辻泰弘君 私が聞いているのは一・七取り戻しているかで、要は〇・一も解消していないですねということの確認です。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 十六年、十七年の経過の中では御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 そこで、かねがね私申し上げていて答えがいただけていないことではあるんですけれども、十六年度の年金改革のときにマクロ経済スライドを導入された。そして、新規裁定、さっきも言いましたけど、二〇〇七年度から新規裁定、既裁定は二〇〇八年度から始まるんだと、こういうことを見通しをおっしゃっていたわけですが、現実には二〇〇七年度とは来年の四月からでもう目前に迫っているわけです。



それで、現実に今も御説明あったけれども、この十一月、十二月の消費者物価上昇率が示されて、その結果として一・七%取り戻して、かつ〇・九%のマクロ経済スライドの引く分を超える物価上昇があるということは考えられない。だから、私は、十一月、十二月に何%上昇したら、これのマクロ経済スライドが言っていたように二〇〇七年度当初から出発するのか、その数理的な計算をしてくれというふうに申し上げただけで、それはしてくれなかったんですよ。是非していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 御要請ありました点については、よく理解しております。

ただ、物価上昇率というものにつきまして、仮定の数理計算で十一月は幾ら上がったらどうなるか、十二月は幾ら上がったらどうなるかというような独り歩きするようなことはできるだけ避けたいということから少し差し控えさせていただいたものでございますが、単純に私のベースで機械的に考えますと、年平均一・七%を超えるということは大変今の流れとは段差がございまして、単純に言えば平均九%程度の上昇率が年末に掛けてあるという事態でなければそれは届かないということを含めて、織り込んで、先ほど少し無理であるということをおっしゃったところでございます。

○辻泰弘君 九%というのは新しいことを言っていたいたんで、最初から言っていたきたかったぐらいですけども。しかし、それだけあり得ないことが前提となって初めて二〇〇七年度のマクロ経済スライド開始ということになるわけで、これをずっとマクロ経済スライドという、難しいことだから一般の方は余り御関心がないかもしれないけど、しかしやはり年金額を下げていくということが来年の四月からあるよということを政府は宣言してきているわけですから、私がかねがね申し上げたとおり、それはやはりそのことが見通されないわけですから現実に、前国会のときからそうでしたけれども、ここに至ってもう間違いないわけですから、ですから二年前に、あのときにマクロ経済スライドは二〇〇七年度から新規裁定始まるんだと言っていたこと自体はこれはないよということを、私は今の時点でも宣言というか、はっきり御答弁いただきたいと思うんですけども、そこはどうですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 法律制度上、マクロ経済スライドの発動と申しますのは物価及び賃金等の実績に基づいて翌年度から適用されるという規定になっておりますので、かねても御答弁させていただいておりますが、実際の発動があるかないかというのは、例えばこの十二月までの物価、あるいは前々年度までの賃金の実績というものを踏まえて年明けに決定されていくものというものでございますので、現時点、まだ予算も編成しておりません現時点で確定的なことを答弁をすべきかという、差し控えるべきであるというふうに考えております。

○辻泰弘君 だけど、ただ現実に九%という物価上昇が前提になるわけですから、それはなかなか発動ということにつながらないだろうという想定はあり得るんですけど、そこはどうですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） あえて九%と申しましたけれども、十二か月の年間平均でございますので、各月の物価上昇率が少しずつ上がるような年であればまた全然違うわけでございます。

したがって、九%というものもある意味では誤解を招きやすいことではございますが、単純に割り算してみればということで申し上げた次第でございます。

○辻泰弘君 要は、私が申し上げているのは、マクロ経済スライドという国民生活にとって極めて重要な部分について見通しを出して、それが、もうそれはないよということ

が明らかである状況にもかかわらず、そのことをつまびらかにしない。今九%とかおっしゃったのはよかったんだけど、それをまた後退させるというその姿勢を私は問うているんですよ。

やはり年金というのは非常に重要なことですから、率直なところ、マクロ経済スライドを追っ掛けているのはそんなにいない、私ぐらいかもしれませんがね。しかし、やっぱり大事な政策なんだから、そのことは、二〇〇七年度から発動しないということが間違いないわけですよ、はっきり言って。そうであれば、そのことは、ある程度はそれ、にじむことぐらいはあってしかるべきだというのが私の申し上げたいことなんです。

それで、そうすると、CPIが、今年のCPIが確定した段階においてはそのことについて言及するということになりますね。

○政府参考人（渡邊芳樹君） 先ほど来申し上げておりますとおり、制度の定めるところによって次年度にマクロ経済スライドが発動されるかどうかというのを公式に明らかにすることになると思います。

○辻泰弘君 これももっと議論したいところですけども、最後の十分ぐらいでございしますが、雇用のことについて、雇用労働問題についてお聞きしたいと思っています。

私は最近の社会風潮を大変懸念をしております。政府の、厚生労働省の資料を見ましても、個別労働紛争が急増している、また賃金不払残業が増加している。このこと二つを見ても、労働条件の低下、悪化というものを端的に示していると。また、経営側の使い捨てる雇用を安く使いたいというこの露骨な風潮というのが非常に私は、将来の社会の在り方といいますか、そのことに大きな禍根を残すんじゃないかと、このように思うわけでございます。

そういった中で安倍総理が、労働市場の改革が内閣の大きな課題であるというふうにおっしゃっている。労働市場の改革とおっしゃる。一つの用語ではもちろんあるんですが、労働市場というと、何かやはり人を物として売り買いするのかというふうにもつながるわけですけども、そういった中で八代さんのような規制緩和万能の方を経済財政諮問会議のトップに据えてということになりますと、私は大変大きな懸念を抱かざるを得ないわけでございますし、経済財政諮問会議で、議論も私は見ておりますけれども、正にそのことが現実になっていて、柳澤大臣が頑張っておられることについては敬意を表しておりますけれども。

そこで、一つ根本的なこととして、労働分野における規制緩和ということをどのように考えられるか。私は、かねてからこの委員会で申し上げておりますけれども、労働だとか安全とか衛生とか環境とか生命とか医療とか、こういった人間の存在の基本にかかわる部分の社会的規制というものは、単純に規制緩和をして人間が幸せになるものではない。その点についてはしっかりと踏まえて、とりわけ厚生労働省、まあ我々の委員会もそうですが、その点からしっかりと取り組まにやいかぬということを申し上げてきたところでございますけれども、そしてまた、尾辻前々大臣、元大臣は、規制緩和は弱肉強食的な側面を持つと、このようなことをおっしゃっていたんです。

その点を含めて、規制緩和と労働、労働分野における規制緩和、このことについての基本のお考えを大臣からお伺いしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） そもそも労働行政あるいは労働法制というものがどこから出てきたかといえば、これはもう、この自由社会の中で経営と労働側が一对一で自由な契約を結ぶということでは、やはり労働者の側が基本的に弱い立場にあって、公正な契約というものが期待したいというところで労働法制が出てき、その労働法制に基づいて労働行政が行われていると、基本的にはそういうことだろうと思っております。その労働法制というのは大体においては労働規制の形を取っているということが実態であります。

そこで、さて、それでは、グローバリゼーションであるとかあるいは国際競争力ということの中で、一体この労働法制、労働規制というものがどの程度であるべきか、これが一つのポイントだろうと思います。同時にまた、最近の労働者というか働き方というか、そういうものについては随分多様化しているというか、その志あるいは意欲、さらには希望といったようなものが随分多様化しているということがありまして、そういうものを、従前の鑄型にはめたような、定型的な型にはめていくのがいいかどうかという問題も提起されていると、このように考えるわけでございます。

そうした中で、私どもとしてどのような態度を取るべきかと、労働法規の規制緩和に対してどのような態度を取るべきかということ、なかなかこれは一概には言えないと。絶対これはまかりならぬというようなことで取り組むということが正しいかといえ、それはやっぱり適切でない面があると思います。しかし、同時に、じゃ、もう元々労働法規なんていうのはないのが望ましいと言わんばかりの立場からする規制緩和論というもの世の中にないわけではないわけですが、そういったことでいいかといったら、それは断固そういうことではないと、こういうことだろうと思うんです。

いずれにしても、私どもとして、これはもう委員を始めとする国会の先生方にも是非いろんな御意見を出していただきたいわけですが、そういう意見を踏まえてバランスの良い判断をしていくべき分野であろうと、このように考えている次第です。

○辻泰弘君 大臣はインタビューで、労働法制を規制緩和したからニートやフリーターが生まれたと言われると改革推進側としてたじろぐ気分も正直なかったわけではありせん、このように率直におっしゃっていて好感を持っておりますけれども、しかし、やはりたじろぎながらやっていただきたいと、そのことを申し上げておきたいと思うわけでございます。

それから、八代さんの発言などを見ますと、正規、非正規の格差解消というのを、私からすれば正規の方に合わせていくんだというふう思うんですが、彼らの論理はむしろ非正規の方に落としていくというふう、ああ、そういう考えもあるのかとある意味ではびっくりしましたけれども、そういう考えがあるように思うんです。そこはやっぱりしっかりと、大臣としてはやはり正規の方に近付けていくんだと、こういうスタンスで臨んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） これはもう、要するに均衡処遇というのは明らかにそうした方向での均衡処遇でありまして、私ども労働側がこの条件を悪化させるというようなことを推し進めるというような立場には本来ないと思っております。

○辻泰弘君 経済財政諮問会議のあの議事録を拝見しますと、はっきり言って八代さんというのはよく分かってないんじゃないかというふうな、大臣の反論もそこにあるようですが、長期雇用については規制があるというふうな、そういったことがあって、それに対して大臣が、長期雇用については規制しているわけじゃないと、こういうことで反論されていて、まあ当然のことなんですけれども。

あと、大臣が大事なことをおっしゃっていて、労使自治で労使が対等の交渉ができるかということ、実際力関係からいってできないと、そういった考え方で労働法制ができていたんだと。非常に私は大事なことを言っていると思います。全く平等でフリーマーケットでやれるなら民法でやればいいと。何のために労働法制が制定されたかと。最低限の労働者保護規定を設けることは労働法制の一番の基本なので、そこはしっかり考えていただければ大変有り難いと、まあ最後はちょっと弱気になっていらっしゃいますけれども。

しかし、ここは強く言っていただいて、やはり、ほかのところは何かこういう規制緩和万能でそれがいいように思われているけれども、しかし、混合診療のときも実は八代さん

とテレビで私がちょっとやったことになっている部分がありましたけれども、しかし、規制緩和万能で安心の社会がつかれるものではない、この点についてはしっかりと発言をしていただいて、経済財政諮問会議でも、経済産業大臣も安直な緩和はすべからずという御主張をされてたように思いますけれども、その部分は厚生労働大臣が一番その矢面に立たれることだろうと思いますけれども、これは私は長い日本の将来の社会の在り方につながるのだと思いますし、人間の幸せというものの基本にかかわってくる重要なことになると思いますので、人間の幸せを追求するのが政治の使命だと思いますが、その人間の幸せを考えると、やはり労働という部分が極めて大きなウェートを占めていると。だから、その労働の部分の幸せづくりというものをやっていくことが私は政治の使命でもあり、また厚生労働行政の使命だと思っていますけれども、どうかそのことに沿って取り組みいただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、このところで労働法制をどうやって決めていくか、改変を決めていくか、すなわち、諮問会議で議論されたことと、議論された労働法制の改革というものをどうやってこの厚生労働委員会あるいは厚生労働省、こういったところとの関係で進めていくのか。要は、経済財政諮問会議だけで進められてはたまらないといえますか、めっちゃくちゃになるわけでございますから、そこはしっかりと歯止めを掛けていただきたい。大臣にも発言していただくと同時に、やはり法律化する過程を、プロセスをしっかりと大事にしていきたいと思っているわけですが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 経済財政諮問会議というのは、もうこれは、何と申しますか、総理が任命するということでございまして、その中に労働側が入っていないというようなことの労働者の声も聞いておりますけれども、今のメンバーでもって進んでいくんだろうと思うわけでございます。

私がそこで申し上げているのは、労働法規、実定法としての労働法規、これについては、私どもは労政審でしっかり三者構成の中でこれはもう進めていくというのがベストの形だと。それは何となれば、労働法規というのは日々の、あるいは企業あるいは工場、こういったようなことの言わば働き方を具体的に規定するものでございますから、これが経営あるいは労働側の理解もなく仮に実定法が制定されたところで、それはもう円滑に実施されるということは期待し難いと私は思うのでございます。

いずれにしても、三者協議の中で、お互い不承不承ではありましよう、やむを得ないと思う、そういうことでありましようけれども、まあ仕方がない、これで納得するか、これで双方合意した下で進んでいこうというような最低限の合意というものがない限り、私は円滑な労使関係を現場において実現するということは、私は期待すべくもないと思っております。

そういう意味で、経済財政諮問会議にも私はこの点は強く主張しまして、実定法の改廃といったことについては、あくまでもこれまでどおりの労政審での審議を経た上で行うということはもうしっかり確認したいと、こういうことを言いまして、総理のその後の取りまとめやあるいは大田担当大臣の発言等でも、そのことは理解されたというふうに私としては受け止めているわけでございます。

○辻泰弘君 小泉さんもそうでしたけれども、安倍さんも残念ながら、庶民の生活、暮らし、雇用、労働、こういったものにしっかり目を向けるという、そういった感覚が十分でないというふうに私は思います。

そういった中で、正に人を物としか扱わないようなこういった雇用労働環境が例えて言えばあるかと思うんですが、どうかそれを加速するようなことにならないように、そういった意味での厚生労働大臣の御奮闘を心からお願い申し上げます、私の質問を終わります。